

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 8月26日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	碍洗防災ポンプ(A)から所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)1SA-1(6)の間の高圧ケーブル遮へい層において、絶縁抵抗値の低下(ポンプ運転には問題無し)が認められたため、当該ケーブル遮へい層を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	換気空調系主冷凍機(B)の点検期限を点検計画に基づき簡易点検を平成28年8月としていたが、主冷凍機(C)の不具合(「凝縮圧力高」警報発生)が確認されていることから、マニュアルに従い、検討・評価し主冷凍機(B)の点検期限を外気温度の低下する平成28年11月まで延長。	GⅢ	
3	1号機	残留熱除去系(B)ポンプ出口流量発信器において、発信器内部に空気の混入が推定されるため、当該流量発信器の点検・修理。	GⅢ	
4	2号機	換気空調系タービン建屋オペフロ(2階)給気フィルターにおいて、差圧が高いことが認められたため、当該フィルターを交換。	GⅢ	